

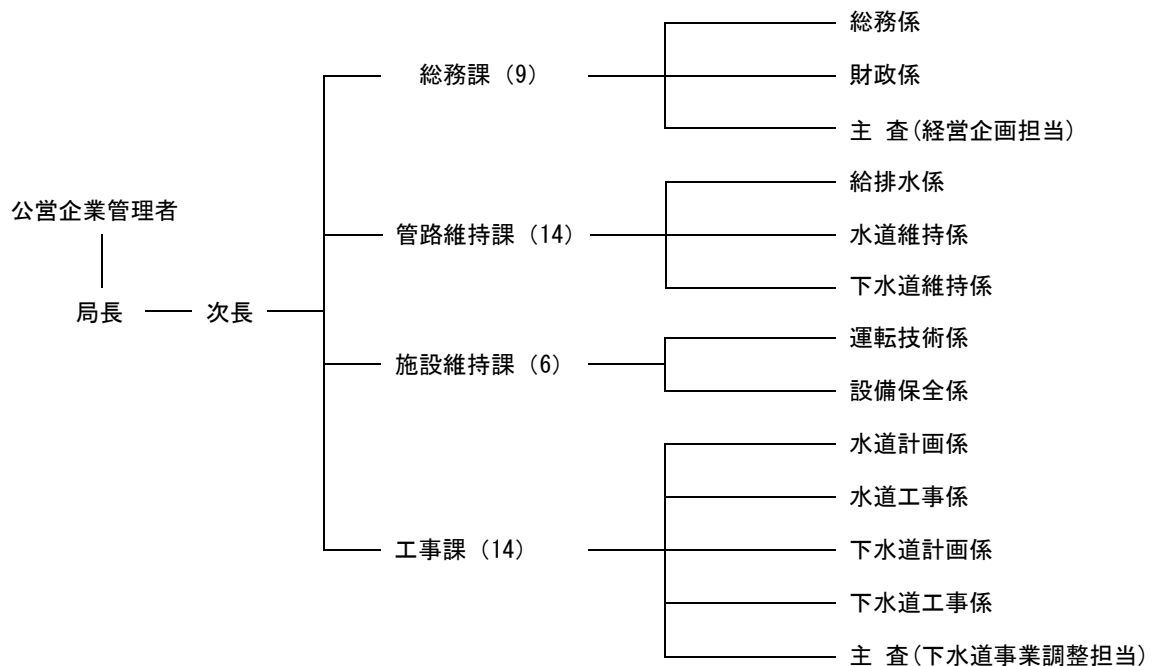
## 6 組織

### (1) 職員数推移

年度	水道事業	下水道事業	合計	組織の改正内容
平成12年度	36	43	79	下水道事業の公営企業化
平成13年度	34	41	75	水道事業、下水道事業の各担当次長を統合
平成14年度	34	40	74	
平成15年度	33	38	71	浄化センターの委託業務を拡大
平成16年度	31	35	66	施設課石狩東部広域水道企業団担当主査を廃止
平成17年度	28	34	62	下水道課施設管理係と給水課管理係を統合
平成18年度	31	33	64	
平成19年度	29	33	62	
平成20年度	29	30	59	水道課と下水道課を統合し工事課を新設
平成21年度	29	28	57	浄水課と浄化センターを統合し施設維持課を新設
平成22年度	27	27	54	総務課経営企画担当主査及び事業計画担当主幹を新設
平成23年度	24	24	48	料金課を廃止し料金業務を委託、総務課調整管理係を新設
平成24年度	23	24	47	総務課調整管理係を廃止
平成25年度	23	24	47	
平成26年度	23	23	46	事業計画担当主幹を廃止
平成27年度	22	23	45	工事課下水道事業調整担当主査を新設
平成28年度	22	24	46	
平成29年度	22	24	46	
増減	▲14	▲19	▲33	(H29-H12)

※職員数については、各年度3月31日現在

### (2) 組織図（平成30年3月31日現在）



※ ( ) 内の数字は各課職員数

(3) 事務分掌 (平成30年3月31日現在)

組織	事務分掌
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 局内の総合調整に関する事。</li> <li>(2) 法規文書、令達文書等の審査及び例規の編集に関する事。</li> <li>(3) 公告式に関する事。</li> <li>(4) 公印の管理に関する事。</li> <li>(5) 防災に関する事。</li> <li>(6) 文書管理に関する事。</li> <li>(7) 職員の人事、服務、給与、研修、福利厚生及び被服貸与に関する事。</li> <li>(8) 職員労働組合に関する事。</li> <li>(9) 公務災害補償に関する事。</li> <li>(10) 職員の安全衛生に関する事。</li> <li>(11) 広報、広聴に関する事。</li> <li>(12) 庁舎の管理に関する事。</li> <li>(13) 工事等の契約に関する事。</li> <li>(14) 予算及び決算に関する事。</li> <li>(15) 財政計画その他財政に関する事。</li> <li>(16) 収入及び支出の経理に関する事。</li> <li>(17) 現金及び有価証券の出納保管に関する事。</li> <li>(18) 経営分析に関する事。</li> <li>(19) 企業債及びその他借入金に関する事。</li> <li>(20) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。</li> <li>(21) 資産の取得、管理及び処分に関する事。</li> <li>(22) 統計及び資料に関する事。</li> <li>(23) 公営企業経営審議会に関する事。</li> <li>(24) 公用車の管理に関する事。</li> <li>(25) 管理車両の交通事故に関する事。</li> <li>(26) 安全運転管理に関する事。</li> <li>(27) 工事用資材、器具の購入及び検収に関する事。</li> <li>(28) 貯蔵品の管理及び出納に関する事。</li> <li>(29) 不要品の処分に関する事。</li> <li>(30) 物品の調達及び処分等に関する事。</li> <li>(31) 補助事業に係る調整及び諸手続に関する事。</li> <li>(32) 事務管理に関する事。</li> <li>(33) 組織に関する事。</li> <li>(34) コンピューターの利用計画及び総合調整に関する事。</li> <li>(35) 企業史に関する事。</li> <li>(36) 他の課に属さない事項に関する事。</li> <li>(37) 収入の調定及び収納に関する事。</li> <li>(38) 水道、地下水メーター等の検針業務に関する事。</li> <li>(39) 料金等の計算業務に関する事。</li> <li>(40) 料金等の徴収及び還付に関する事。</li> <li>(41) 給水装置の漏水調査並びに水道及び下水道使用料の認定に関する事。</li> <li>(42) その他料金等に関する事。</li> <li>(43) 収納業務の一部委託に関する事。</li> <li>(44) 収入の滞納整理に関する事。</li> <li>(45) 収入の欠損処分に関する事。</li> <li>(46) 水道・下水道使用者の異動整理に関する事。</li> </ul>

組織	事務分掌
<p>管路維持課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 給水装置工事及び排水設備工事に関すること。</li> <li>(2) 需要家及び給排水工事業者等の指導に関すること。</li> <li>(3) 給排水工事業者及び技術者等の指定及び登録に関すること。</li> <li>(4) 下水道受益者負担金、分担金の賦課徴収に関すること。</li> <li>(5) 水洗化の普及及び啓発に関すること。</li> <li>(6) 個別排水処理施設の設置及び維持管理に関すること。</li> <li>(7) 個別排水分担金の賦課徴収に関すること。</li> <li>(8) 公共樹設置工事に関すること。</li> <li>(9) 他工事に関すること。</li> <li>(10) 配水管網等の維持管理に関すること。</li> <li>(11) 配水施設の維持管理に関すること。(配水池、ポンプ場、圧送施設を除く。)</li> <li>(12) 配水量及び給水圧力等に関すること。</li> <li>(13) 配水管等の漏水の防止に関すること。</li> <li>(14) 給水装置の相談及び修理に関すること。</li> <li>(15) 給排水工事台帳の管理に関すること。</li> <li>(16) 水道メーターの維持管理に関すること。</li> <li>(17) 公共下水道管渠施設等の維持管理に関すること。(ポンプ場を除く。)</li> <li>(18) 公共下水道台帳の維持管理に関すること。</li> <li>(19) 汚水排除量認定及び私設メーターの管理に関すること。</li> </ul>
<p>施設維持課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 浄水場施設及び配水施設(管路を除く。)等の維持管理に関すること。</li> <li>(2) 簡易水道施設(管路を除く。)の維持管理に関すること。</li> <li>(3) 水道に係る水質検査及び分析に関すること。</li> <li>(4) その他浄水に関すること。</li> <li>(5) 下水処理施設及びポンプ場等(管路を除く。)の維持管理に関すること。</li> <li>(6) 下水道に係る水質検査及び分析に関すること。</li> <li>(7) その他下水処理に関すること。</li> <li>(8) 貯水槽水道の指導、検査及び台帳の管理に関すること。</li> <li>(9) 特定施設及び除害施設の審査及び指導に関すること。</li> </ul>
<p>工事課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水道水源に関すること。</li> <li>(2) 水道施設の計画及び建設に関すること。</li> <li>(3) 配水管の建設工事に関すること。</li> <li>(4) 開発行為に伴う指導に関すること。</li> <li>(5) 公共下水道事業の施設計画に関すること。</li> <li>(6) 公共下水道終末処理場の工事に関すること。</li> <li>(7) 公共下水道のポンプ場等の工事に関すること。</li> <li>(8) 公共下水道の管渠の工事に関すること。</li> <li>(9) 公共下水道制限行為に関すること。</li> <li>(10) 地域下水道整備事業に関すること。</li> <li>(11) その他公共下水道事業に関すること。</li> </ul>